

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（総務省自治行政局公務員部福利課）

項 目 名	雇用保険制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置		
税 目	所得税法、国税徴収法		
要 望 の 内 容	雇用保険制度等に関しては、雇止めされた有期雇用労働者の所定給付日数を倒産・解雇並みにする等の雇用保険制度上の暫定措置が令和 8 年度末で終了することから、こうした暫定措置の取扱いについて検討が必要であるほか、日本成長戦略（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）等において、労働力がより希少になる中での雇用保険制度における対応の在り方の検討や、雇用保険を受給できない非正規雇用労働者等に対するリ・スキリングの促進に向けた職業訓練受講への支援の方策の検討について盛り込まれたところ。 地方公務員における育児休業等給付は、全て非課税及び差し押さえ禁止となっているが、当該検討の結果、育児休業等給付について所要の改正を行う場合には、非課税及び差し押さえ禁止の措置を行うことを要望する。 また、前述の暫定措置を延長する場合には、現在とられている非課税及び差し押さえ禁止の措置を延長することを要望する。 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（抄） （給付を受ける権利の保護） 第五十一条 この法律に基づく給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、退職年金若しくは公務遺族年金又は休業手当金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。 （公課の禁止） 第五十二条 租税その他の公課は、組合の給付として支給を受ける金品を標準として、課することができない。ただし、退職年金及び公務遺族年金並びに休業手当金については、この限りでない。		
	平年度の減収見込額	－ 百万円	
	(制度自体の減収額)	(－ 百万円)	
	(改正増減収額)	(－ 百万円)	

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 育児休業等給付は地方公務員が子を養育するための休業をした場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために支給している。 また、日本成長戦略等において、労働力がより希少になる中での雇用保険制度における対応の在り方の検討等が盛り込まれた。 (2) 施策の必要性 育児休業等給付の給付水準については、その給付目的達成のため必要最低限に設定するものであり、これに対して課税した場合、 ・ 憲法第 25 条に国の社会的使命として明らかにされている、国民に対する最低生活保障の原則に矛盾する ・ 日本成長戦略等において掲げられている政策目的の達成に支障が生ずるおそれがある 等の理由から、非課税措置が不可欠である。		
今回の要望（租税特別措置）に関連する事	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【総務省政策評価基本計画（令和 5 年総務省訓令第 16 号）】 第 6 章 第 2 節 2 事後評価の対象 イ 地方行財政 1 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等
		政策の達成目標	持続可能な社会保障制度を構築することにより、地方公務員等の生活の保障又は安定を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—

	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		—	
		要望の措置の妥当性	育児休業等給付の給付水準については、その給付目的達成のための必要最小限度に設定しているため、 ・地方公務員の生活の安定 ・日本成長戦略等において掲げられた事項 等の政策目的を達成するために、給付が課税又は差し押さえられることなく地方公務員に支給されるようにするために税制措置の要望を行うものであり、妥当。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—

	前回要望時から の達成度及び目標 に達していない場合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯	令和6年度に非課税措置の維持・拡充の税制要望を行った。	